

議事日程第 4 号

第 3 回定例会

平成 19 年 9 月 21 日（金曜日）

午前 9 時 30 分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1 号 平成 18 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2 号 平成 18 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3 号 平成 18 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4 号 平成 18 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5 号 平成 18 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6 号 平成 18 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7 号 平成 18 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8 号 平成 18 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9 号 平成 18 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 10 認第 10 号 平成 18 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第 44 号 平成 19 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 12 議第 45 号 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 13 議第 46 号 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 14 議第 47 号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第 48 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 16 議第 49 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 17 請願第 4 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 〃 18 請願第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 19 委員会審査の経過並びに結果報告
- （ 1 ）総務委員長報告
 - （ 2 ）厚生経済委員長報告
 - （ 3 ）建設文教委員長報告
 - （ 4 ）予算特別委員長報告
 - （ 5 ）決算特別委員長報告
- 〃 20 質疑、討論、採決
- 〃 21 議会案第 6 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 〃 22 議会案第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 〃 23 議案説明

” 24 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、9月20日午前11時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会案第6号、及び議会案第7号の2案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第21、議会案第6号及び日程第22、議会案第7号を上程したのち、日程第23の議案説明を省略し、日程第24で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、認第 1 号から日程第 18、請願第 5 号までの 18 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第19、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 11 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より副市長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第 47 号、議第 48 号及び請願第 5 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 47 号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 47 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 48 号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの改正でどのくらい増となるのか」との問いがあり、当局より「19 年度の課税ベースで積算しますと約 30 万円弱の増となる見込みであります」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 48 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 5 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後審査に入りました。途中休憩を挟み会議を再開しましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 5 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第46号、請願第4号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「貸付金の中で高額療養費貸付金と出産費資金貸付金は何人で幾ら見込んだのか」との問いがあり、当局より「高額療養費貸付金については1人10万円を21名で210万円、出産費資金貸付金については3名で94万5,000円、合わせて304万5,000円の積算から300万円としました」との答弁がありました。

委員より「平成19年度からの高額療養費の窓口での自己負担はどうなるのか」との問いがあり、当局より「平成19年度から高額療養費について窓口での自己負担の支払いが限度額までと変わりました。ただ、これまでどおり窓口で高額療養費を含めた額を支払う方がいる場合は貸付金制度で対応しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第45号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護給付費準備基金積立金は幾らまで積み立てる予定なのか。その使い道はどうなるのか」との問いがあり、当局より「積み立ての予定額というものはありません。使い道については、介護保険は3年ごとに計画を見直すのですが、その際歳入として次の計画に繰り入れられる予定です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第46号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 11 日午前 9 時 30 分から議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 49 号の 1 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第 49 号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ポスト等の設置箇所数と減免が解除されることによって有料になる金額及びこの条例改正によって規則等も改正するのか」との問いがあり、当局より「占用物件のポストや看板はありません。条例改正後に規則第 11 条を改正する予定です」との答弁がありました。

議第 49 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、9月4日午前10時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第44号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第44号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、みどり環境交付金の配分基準と来年度の予算措置について。一つ、原子力・エネルギー教育支援事業費補助金の用途内容などについて。一つ、道路の新設改良事業、舗装整備事業、側溝整備事業などにかかる事業箇所についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月20日午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第44号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。12番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月4日午前10時45分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の10案件であります。

初めに10案件を一括議題とし、収入役、水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成18年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。主な質疑を申し上げます。

一つ、中心市街地活性化センターのテナントの滞納関係について。一つ、市税の収納率を上げることについて。一つ、定率減税廃止による市民税の徴収について。一つ、寒河江市における児童虐待の相談状況について。一つ、食生活改善事業の取り組みについて。一つ、児童生徒の安全ということからの防犯状況について。一つ、学力診断事業について。一つ、児童用机、いすなどの整備内容について。一つ、柴橋小学校給食調理業務委託の内容について。一つ、就学費援助事業について。一つ、国民年金台帳の内容と保管について。一つ、老人福祉センターの源泉の管理のあり方について。一つ、平野山林道の整備について。一つ、市営住宅の入居者選考についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第2号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第4号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、療養給付費の薬価と診療報酬について。一つ、国保運営協議会の委員の選定について。一つ、国保運営協議会でのジェネリック薬品の普及についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第5号平成18年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成18年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成18年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが質疑はありませんでした。

次に、認第9号平成18年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市立病院の患者減少の歯どめ策について。一つ、未処理欠損金悪化についての見解について。一つ、広域的な計画と病床数や診療科目の見直しについて。一つ、医師確保のための国への働きかけについてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第10号平成18年度寒河江市水道事業会計決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い一たん散会いたしました。

次に、9月20日午前10時から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

認第1号から認第10号までの10案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第20、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認1号は原案のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認2号は原案のとおり認定することに決しました。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第21、議会案第6号及び日程第22、議会案第7号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第23、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって提案理由の説明を省略することに決しました。

ここで委員会付託について申し上げます。会議規則第37条第2項の規定により、委員会提出の議案は委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

議会案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

平成 19 年 9 月第 3 回定例会

閉 会 午前 1 0 時 1 0 分

伊藤忠男議長 これにて、平成19年第3回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 杉 沼 孝 司

会議録署名議員 佐 藤 暘 子